

第  
4017  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 6月14日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 中小企業の会計に関する指針の改正

**Q**：中小企業の会計に関する指針（中小企業の会計指針）が改正され、個別注記が改正されたとか。どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

さきごろ、中小企業の会計に関する指針が一部改正されました。個別注記の変更もその一つで、変更は、①会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）の個別注記表と②会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表について、次のようにされました。

- (1) 継続企業の前提に関する注記①×、②×
- (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記①○、②○
- (3) 貸借対照表に関する注記①×、②○
- (4) 損益計算書に関する注記①×、②○
- (5) 株主資本等変動計算書に関する注記①○、②○
- (6) 税効果会計に関する注記①×、②○
- (7) リースにより使用する固定資産に関する注記①×、②○
- (8) 金融商品に関する注記①×、②○
- (9) 賃貸等不動産に関する注記①×、②○
- (10) 持分法損益等に関する注記①×、②×
- (11) 関連当事者との取引に関する注記①×、②○
- (12) 一株当たり情報に関する注記①×、②○
- (13) 重要な後発事象に関する注記①×、②○
- (14) 連結配当規制適用会社に関する注記①×、②×
- (15) その他の注記①○、②○

